しまねっ子すくすくプラン〔島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援 事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画〕の改定案に関する意見募集について

1 改定の趣旨

- 島根県では、平成27年3月に、少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策、 ひとり親家庭等自立支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として、下 記の3計画をまとめて「しまねっ子すくすくプラン」として策定しました。
- このたび、このプランの計画期間(平成27年度~令和元年度)が満了するため、改定します。

[参考] しまねっ子すくすくプランを構成する計画

次世代育成支援対策推進法に基づく 島根県次世代育成支援行動計画 (H17~)

【法律の目的】次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること

子ども・子育て支援法に基づく 島根県子ども・子育て支援事業支援計画 (H27~)

【法律の目的】子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって 一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく 島根県ひとり親家庭等自立支援計画 (H20~)

【法律の目的】母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等 及び寡婦の福祉を図ること

2 改定案の概要 ※〈 〉内は別添「しまねっ子すくすくプラン (案)」の該当ページ

(1) 計画期間

→ 資料3に該当するものです。

令和2年度から令和6年度までの5年間

(2) 計画の内容

- ① 目指す社会像(現行計画からの変更なし) <P12> 「子どもの最善の利益」が実現される社会 「子育てするなら島根」と感じられる社会
- ② 基本理念(現行計画からの変更なし) 〈P13~16〉

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本理念Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本理念Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本理念IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

③ 施策体系 〈P17~19〉

別紙「計画の施策体系図」参照

- ④ 主な取組(次期計画における新規・拡充する施策)
 - 総合的な放課後児童対策の推進【新規】 〈P38~39,94~95〉
 - ・ 放課後児童クラブの利用時間延長や待機児童解消等に向けた支援の充実
 - 経済的負担への対応【拡充】 〈P39~40,95~96〉
 - ・ 子ども医療費の県助成対象年齢を小学6年生まで引き上げ(令和3年4月~)
 - 母子保健等の充実、妊娠・出産等への支援【拡充】 〈P52~53, 105〉
 - ・ 産前産後の一時的な育児・家事援助や産後の専門的なケアの充実への支援
 - 特定不妊治療費助成制度の拡充(第1子出生後の助成回数等の拡充)
 - 子育てしながら働きやすい環境づくり【拡充】 〈P56~57,107~108〉
 - ・ 仕事と家庭が両立できる職場環境づくりに取り組む企業等の支援
 - **県民気運の醸成**【拡充】 〈P25,85〉
 - しまね子育て応援パスポート(こっころ)のデジタル化
 - 出会いの場づくりとマッチング支援の強化【拡充】 〈P50~51, 104〉
 - ・ 市町村における結婚支援への取組(相談窓口の設置、支援員等の配置)の強化
 - 切れ目ない相談・支援体制づくりの推進【新規】 〈P35,92〉
 - ・ 全市町村に総合相談窓口の設置、ポータルサイト等による情報発信の充実
 - ひとり親家庭等の自立支援の推進【拡充】 〈P47~49,102~103〉
 - ・ ひとり親家庭等の子どもに対する生活・学習支援
- ⑤ 次期計画期間における子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の量の見込みと確保方策等
 - 幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、一時預かり等の利用希望人数 (=量の見込み)と受け入れ等の可能人数(=確保方策)の見込み 〈P62~72〉
 - (注) 市町村子ども・子育て会議の審議状況により、今後変更となる場合あり
 - 保育教諭、幼稚園教諭、保育士の必要見込み人数、人材確保の取組、資質の向上に必要な支援の内容 〈P79~83〉

3 意見募集期間

令和2年3月17日(火)から令和2年4月20日(月)まで(必着)

4 閲覧場所

下記の9つの窓口のほか、島根県子ども・子育て支援課のホームページからも閲覧できます。

▼島根県子ども・子育て支援課のホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/seido/ikenboshu.html

閲覧場所	所在地	電話
県政情報センター	〒690-8501 松江市殿町1番地	0852-22-6139
(総務部総務課文書管理室	島根県庁第三分庁舎1階	
情報公開グループ)		
松江地区県政情報コーナー	〒690-8551 松江市東津田町 1741-1	0852-32-5600
(東部県民センター)	松江合同庁舎2階	
雲南地区県政情報コーナー	〒699-1396 雲南市木次町里方 531-1	0854-42-9505
(東部県民センター雲南事務所)	雲南合同庁舎1階	
出雲地区県政情報コーナー	〒693-8511 出雲市大津町 1139	0853-30-5510
(東部県民センター出雲事務所)	出雲合同庁舎2階	
県央地区県政情報コーナー	〒694-0064 大田市大田町大田イ 236-4	0854-84-9572
(西部県民センター県央事務所)	あすてらす 2 階	
浜田地区県政情報コーナー	〒697-0041 浜田市片庭町 254	0855-29-5505
(西部県民センター)	浜田合同庁舎1階	
益田地区県政情報コーナー	〒698-0007 益田市昭和町 13-1	0856-31-9500
(西部県民センター益田事務所)	益田合同庁舎2階	
隠岐地区県政情報コーナー	〒685-8601 隠岐の島町港町塩口 24	08512-2-9625
(隠岐支庁県民局)	隠岐合同庁舎 3 階	
島根県子ども・子育て支援課	〒690-8501 松江市殿町1番地	0852-22-5793
	島根県庁第二分庁舎2階	

5 ご意見の提出方法

- ご意見は、郵送、FAX、電子メールのいずれかによりご提出ください。
- 様式は特に定めませんが、必要な場合は、別添の「意見提出用紙」をご利用ください。
- 任意の様式をご利用の場合は、意見の該当箇所、お名前、ご住所、電話番号を明記していただきますようお願いします。
- 電話によるご意見の受付はいたしておりませんので予めご了承ください。

【提出先】

○ 郵送の場合

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部子ども・子育て支援課

○ FAXの場合

0852-22-6124 (子ども・子育て支援課)

○ 電子メールの場合

kodomo@pref. shimane. lg. jp (子ども・子育て支援課)

6 ご意見の反映・個人情報の取り扱い

- お寄せいただきましたご意見は、十分に検討・考慮して「しまねっ子すくすくプラン」を策定 します。
- ご意見に対する個別の回答はいたしかねますが、後日、寄せられた意見の趣旨とこれに対する県の考え方を公表します。ただし、公表することにより、個人又は団体の権利その他正当な利益を害するおそれがある意見は、公表しません。また、意見を提出した個人又は団体が識別される情報又は識別される可能性のある情報についても、公表しません。
- 意見の募集は、具体的な意見をいただくことを目的としていますので、賛否の結論だけを示したものや趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方をお示しできない場合があります。

7 お問い合わせ先

島根県健康福祉部子ども・子育て支援課子育て支援グループ

電話:0852-22-5793

基本理念 基本施策 施策 -子育て・子どもの育 ちをみんなで支える 地域づくり 県民運動の醸成と地域に 1 ★①県民気運の醸成 おける子育て支援の輪の ②地域における子育て・子どもの育ちの 支援の輪の拡大 ★①幼児期の教育・保育の充実 ②子どもの生きる力の育成 2 たくましい子どもの育ち ③家庭や地域の教育力の向上 ④青少年の健全育成の推進 しまねの未来を担う たくましい子どもの 育ちの実現 目 ★①生命の尊さ、家族の意義の理解の促進 ②若い世代の就業促進 次代の親の育成 的 を ★①切れ目ない相談・支援体制づくり②親子の交流や相談の場の充実★③教育・保育等の提供体制の確保・充実 達 子育でに関する多様な支 援の充実 ★④総合的な放課後児童対策の推進 成 ★5経済的負担への対応 す すべての子どもの健 やかな育ちが等しく 保障される環境の整 ①人権が尊重される社会の実現 ②子どもと家庭の相談体制の強化 5 子どもを守り育てる仕組 る ★③児童虐待防止対策の充実強化 みづくり ★4社会的養育の充実・強化 た め 特に支援が必要な子ども ★①障がい児への支援の推進 6 ★②ひとり親家庭等の自立支援の推進 や家庭への対応 ഗ 主 ★①結婚に対する気運の醸成 ★②出会いの場づくりとマッチング支援の 要 7 結婚支援の充実 強化 事 業 ★①妊娠・出産等への支援 ★②母子保健等の充実 子どもと親の健康の確保 ★③小児医療の充実 ★④食育の推進 ** 安心して子どもを産 み・育てることがで きる環境の整備 ★①仕事と子育ての両立支援 9 仕事と生活の調和 ★②子育てしながら働きやすい環境づくり 10 安心して子育てできるま ★①快適な生活環境の確保 ちづくり ②安全・安心なまちづくり ★ しまね子育てトータル支援プラン関連の施策

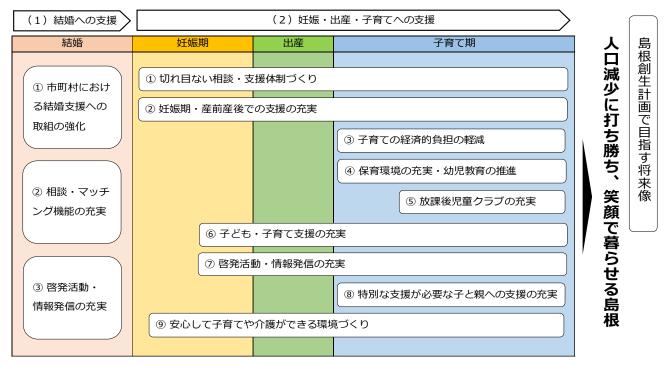
しまね子育てトータル支援プラン

~島根創生計画 第1編Ⅱ-1「結婚・出産・子育てへの支援」~

計画の施策体系図(しまね子育てトータル支援プラン)

~島根創生計画 第1編Ⅱ-1「結婚・出産・子育てへの支援」~

1. 施策展開



2. 具体的な取組内容

取組内容	しま	しまねっ子すくすくプラン施策番号・施策名			
(1)結婚への支援					
①市町村における結婚支援への取組の強化					
市町村相談・支援体制の充実		出会いの場づくりとマッチング支援の強化			
工夫を凝らした出会いの場づくり	IV - / - (2)				
②相談・マッチング機能の充実					
縁結びボランティア「はぴこ」の結婚相談活動の強化		出会いの場づくりとマッチング支援の強化			
しまねコンピュータマッチングシステム「しまコ」の利用拡大					
出会いの場の確保	I V−7−②				
県外在住者への働きかけの充実					
しまね縁結びサポート企業の拡大					
③啓発活動・情報発信の充実					
子どもや学生向け結婚・妊娠・出産・子育てに関する理解促進	II -3-(1)	生命の尊さ、家族の意義の理解の促進 結婚に対する気運の醸成			
情報発信の充実	№ -7-①				
(2)妊娠・出産・子育てへの支援					
①切れ目ない相談・支援体制づくり					
市町村における切れ目のない相談・支援体制づくりの支援	Ⅲ -4-⑴	切れ目ない相談・支援体制づくり			
妊娠・出産・子育てを支援する専門人材の確保	ш-4-0				

事業内容 しまねっ子すくすくプラン施策番		ねっ子すくすくプラン施策番号・施策名				
(2)妊娠・出産・子育てへの支援						
(2	②妊娠期・産前産後での支援の充実					
	産前・産後のサポート体制の充実	W-8-2	母子保健等の充実			
	周産期・小児の医療提供体制の充実	IV −8−②,③	母子保健等の充実、小児医療の充実			
	不妊に悩む夫婦への支援	№ -8-①	妊娠・出産等への支援			
	③子育ての経済的負担の軽減					
	子どもの医療費負担の軽減	<u> </u>	経済的負担への対応			
	保育に係る負担の軽減	ш-4-9				
(2	④保育環境の充実・幼児教育の推進					
	保育環境の充実		教育・保育等の提供体制の確保・充実			
	待機児童の解消					
	病児・病後児保育の促進	Ⅲ -4-③				
	小規模保育所への運営支援					
	保育士等の確保・定着支援					
	保育士等の労働環境の改善	II -2-(1)	幼児期の教育・保育の充実			
	幼児教育の推進					
Œ.	放課後児童クラブの充実					
	放課後児童クラブの利用時間の延長		総合的な放課後児童対策の推進			
	放課後児童クラブの待機児童の解消	Ⅲ -4-④				
	放課後児童支援員等の確保					
(予子ども・子育て支援の充実 					
	県全体での子育て応援の促進	I −1−①	県民気運の醸成			
	地域での子ども・子育て支援体制の充実	Ⅳ -10-①	快適な生活環境の確保			
	多世代同居・近居の促進					
C	⑦啓発活動·情報発信の充実 -					
	妊娠・出産・子育てに関する適切な情報提供	№ -8-①	妊娠・出産等への支援			
	食育を通じた啓発	IV-8-4	食育の推進			
	子どもや学生向け妊娠・出産・子育てに関する理解促進	II -3-1	生命の尊さ、家族の意義の理解の促進			
⑧特別な支援が必要な子と親への支援の充実						
	医療的なケアが必要な子どもへの支援	Ⅲ -6-①	障がい児への支援の推進			
	障がいのある子どもと親への支援					
	児童虐待への対応	Ⅲ-5-3,4	児童虐待防止対策の充実強化 社会的養育の充実・強化			
	貧困などの課題を抱える子どもと親への支援	Ⅲ -6-②	ひとり親家庭等の自立支援の推進			
(9	⑨安心して子育てや介護ができる環境づくり					
	企業等と連携した仕事と子育ての両立支援の推進	W-9-1,2	仕事と子育ての両立支援 子育てしながら働きやすい環境づくり			
	男性の育児参加の推進					